

総社市告示第29号

総社市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱（平成21年総社市告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後						改正前					
別表第1（第2条，第4条，第6条関係）						別表第1（第2条，第4条，第6条関係）					
既存木造住宅の性能			耐震基準	補助対象経費	補助額等	既存木造住宅の性能			耐震基準	補助対象経費	補助額等
耐震改修工事	耐震診断	上部構造評点 が1.0未満の もの	上部構造評点 が1.0以上	耐震改修工事に要する費用 （住宅の延べ床面積に対して34,100円／ ㎡を限度とする。）	補助対象経費の <u>2分の1</u> 以内 （一住宅につき50万円を限度とする。）	耐震改修工事	耐震診断	上部構造評点 が1.0未満の もの	上部構造評点 が1.0以上	耐震改修工事に要する費用 （住宅の延べ床面積に対して34,100円／ ㎡を限度とする。）	補助対象経費の <u>23%</u> 以内 （一住宅につき50万円を限度とする。）
	既存住宅性能評価	耐震等級が1 に満たないもの	耐震等級が1 以上				既存住宅性能評価	耐震等級が1 に満たないもの	耐震等級が1 以上		

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。